

## ポイントクラブ会員向け ご契約内容確認事項(意向確認事項)

★ポイントクラブは任意加入です。

★ご入会にあたり、お客さまのご希望を満たした内容であること、お申込みをするうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認・ご了解のうえお申し込みください。

- 入会期間中の家財の火災等の事故への備えとして火災保険が自動的に付保されています。
- 保険金額や保険料等お客さまのご希望にお応えできない部分がありましたら、取扱代理店までお申し出ください。
- 次の項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。
  1. 補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合等)
  2. 保険の目的の範囲
  3. 保険金額
  4. 保険期間
  5. 保険料、払込方法、契約者配当金制度がないこと

★入会申込書の『住所所在地』『建物の構造・用法』欄等について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

## ポイントクラブ会員向け 重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)

この書面では、ポイントクラブの家財補償の火災保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明していますので、内容を十分にご確認ください。

ご契約内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細については普通保険約款、特約およびご契約のしおり等に記載しています。必要に応じて損保ジャパン日本興亜公式サイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご請求ください。

更改契約のお客さまについては、前契約から契約内容が変更となる場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認のうえ、ご加入ください。

用語のご説明	普通保険約款、特約およびご契約のしおりにも用語のご説明・定義が記載されていますので、ご確認ください。 危険、告知事項、骨董、証書、損害、他の保険契約等、通貨等、盗難、破裂または爆発、暴動、保険期間等	
約款に関する用語	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等に関する用語	保険契約者	損保ジャパン日本興亜に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険の対象に関する用語	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
	乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券(定期券を除きます。)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。
評価および保険金支払に関する用語	復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用)をいいます。
	復旧に伴って生じた残存物	損害を受けた保険の対象を復旧する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。
	再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
その他	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に損保ジャパン日本興亜がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の限度額をいいます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて損保ジャパン日本興亜に払い込むべき金銭をいいます。

# (1)ご加入前におけるご確認事項

## 1. 商品の名称

個人用火災総合保険(THE すまいの保険)

## 2. 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償を構成する事故の概要および保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

### 【1. 損害保険金】

事故の区分	保険金をお支払いする事故の説明	お支払いする損害保険金の額						
①火災、落雷、 破裂・爆発	火災、落雷または破裂・爆発をいいます。	次の算式により算出した額とします。 ただし、主契約の保険金額を限度とします。						
②風災、雹災、 雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪洪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。ただし、風や雨などの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災などの事故によって破損し、その破損部分から内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。 ※雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{損害額} \times \text{自己負担額(なし)} = \text{損害保険金}</math> </div> ※損害額とは、再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度)						
③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかの場合をいいます。 (ア)評価額の30%以上の損害が生じること (イ)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じること なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。	上記にかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨等、 印紙、切手、 乗車券等 の盗難</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書 の盗難</td> <td>200万円または家財 の保険金額のいずれ か低い額</td> </tr> </tbody> </table>	事故の種類	限度額	通貨等、 印紙、切手、 乗車券等 の盗難	20万円	預貯金証書 の盗難	200万円または家財 の保険金額のいずれ か低い額
事故の種類	限度額							
通貨等、 印紙、切手、 乗車券等 の盗難	20万円							
預貯金証書 の盗難	200万円または家財 の保険金額のいずれ か低い額							
④建物外部から の物体の落下 飛来、衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。							
⑤漏水などによる 水濡れ	給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます。)または被保険者以外のもので占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。							
⑥騒擾・集団行 動等に伴う暴力 行為	騒擾 およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。							
⑦盗難による盗 取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損をいいます。 家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、右表の金額を限度として、損害額をお支払いします。							

※家財に動物が含まれている場合のその動物の損害については、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合のその鑑賞用植物の損害については、その鑑賞用植物を収容する建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後の7日以内に枯死(その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)したときのみ保険金をお支払いします。

【2. 費用保険金】

費用の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
①地震火災 費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合。(地震等により保険の対象が消失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに行います。 (ア)保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき(注1)、またはその家財が全焼となったとき(注2) (注1)建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (注2)家財が全焼となったとき 家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。	保険金額×5%
②残存物取片づけ費用保険金	1. 損害保険金の①から⑦までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合	費用(損害保険金×10%限度)
③臨時費用保険金	1. 損害保険金の①から⑦までの損害保険金が支払われる場合	損害保険金×30% (100万円限度)

損害防止費用	<p>保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な①から③までの費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。</p> <p>①消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用</p> <p>②消火活動に使用したことにより損傷したもの(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用</p> <p>③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)</p>	実費(保険金額限度)
--------	--	------------

②保険金をお支払いできない主な場合

- 次の(1)から(7)までのいずれかの場合に該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。
    - 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
    - (1)に規定する者以外の者が保険金の全額または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
    - 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
    - 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
    - 保険の対象である家財が保険証券記載の建物(保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。)外にある間に生じた事故
    - 運送業者または寄託の引受けをする業者に委託されている間に保険の対象について生じた事故
    1. 損害保険金の①から⑥までの事故または2. 費用保険金の①地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難
  - 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いすることができません。ただし、次の(2)に該当する場合であっても地震火災費用保険金(2. 費用保険金の①)をお支払いできることがあります。
    - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
    - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
    - 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する損害および次の(1)から(3)までのいずれかによって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。
    - 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
    - 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
    - ねずみ食い、虫食い等
  - 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ③保険の対象
- 保険の対象は、日本国内にある専用住宅と併用住宅(住居および事業に併用される物件をいいます。)に収容される家財一式です。  
※次に掲げるものは、家財一式には含まれません。
- 自動車、自動三輪車および自動二輪車(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財一式に含まれます。)
  - 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの(生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合にかぎり、それらを保険の対象として取り扱います。)
  - 商品・製品等

- 業務用の什器・備品
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム等

#### ④保険金額の設定

評価・支払基準	保険の対象	保険金額の設定(所在地:鹿児島県)
新価・実損払(罹災時再評価)	家財一式	①専用住宅 M構造5, 566千円、T構造1, 479千円、H構造503千円 ②併用住宅 M構造5, 566千円、T構造1, 479千円、H構造503千円 ※所在地が鹿児島県以外の場合、保険金額は上記と異なります。

※複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。  
※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数の契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようにご注意ください。

#### ⑤保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間 : 1年間

補償の開始: 会への入会が完了した時点または2015年12月25日午後4時のいずれか遅い時点

補償の終了: 脱会手続きが完了した時点または2016年12月25日午後4時のいずれか早い時点

### 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

※ポイントクラブは保険料相当額(月額290円)を会費から充当しま

#### ①保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。

#### ②保険料の払込方法

保険料のお支払方法は、分割払(割増なし)になります。

保険料のお支払いはポイントクラブが行います。

## (2)ご加入時におけるご注意事項

### 1. 告知義務

保険契約者または被保険者には、ご加入時に告知事項について事実を正確に申し出ていただく義務(告知義務)があります。告知事項とは「危険に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることについて、損保ジャパン日本興亜が告知を求めた事項になります。加入申込書の告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

ご加入時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】※ご契約の内容により告知事項はことなります。

保険の対象の所在地、建物の構造・用途(用法)、住居部分の有無、面積、用法、建築年月、建物内の職作業、作業規模、居住用個室数、施設または設備・業務遂行名称、割増引、他の保険契約等

### 2. 特約等の補償の重複について

下記の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン日本興亜以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(注)

(注)1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
②	個人用火災総合保険の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約

## (3)ご加入後におけるご注意事項

### 1. 通知義務等

ご加入後に次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【通知事項】

- ・建物の構造または用途を変更した場合
- ・保険の対象を他の場所に移転した場合
- ・前記(2)1の告知事項に掲げる項目(他の保険契約等は除きます。)に変更があった場合

通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。なお、この場合において損保ジャパン日本興亜の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ・住居部分がなくなったとき
- ・日本国外に保険の対象が移転したとき

ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。

- ・保険の対象を譲渡する場合(注1)
  - ・保険契約者の住所や通知先を変更した場合(注2)
- (注1)ご契約の継続を希望される場合は、事前に取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。
- (注2)ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

上記以外の変更を希望される場合であっても、その内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。



## 2. 解約返れい金

- ①ご契約を解約する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜まで速やかにご通知ください。普通保険約款・特約の規定にしたがい、会費のうち保険料相当額は返還するか、または未払込分をご請求することがあります。
- ②返還される保険料相当額は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。
- ③月払契約の場合で、お支払いいただくべき保険料相当額の未払込分があるときは、解約日以降に保険料相当額を請求することがあります。この保険料相当額をお支払いいただけない場合は、解約日以前に遡及してご契約を解除することがあります。

## 3. 重大事由による解除

- 次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。
- ・保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
  - ・保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

## (4)その他ご留意いただきたいこと

### 1. 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパン日本興亜が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
  - ②損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
  - ③損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があること。
  - ④損保ジャパン日本興亜が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱い商品等の案内または提供を行うことがあること。
- なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。
- 損保ジャパン日本興亜の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。

### 2. 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときには、下記の書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- ①保険金の請求書
- ②損害見積書
- ③保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④その他損保ジャパン日本興亜が定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に損保ジャパン日本興亜が交付する書面等において定めたもの

### 3. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、保険契約締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

### 4. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

#### ●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口】一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」

【ナビダイヤル】0570-022808 <有料通話>PHS・IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

### お問い合わせ先(補償内容や事故の際の連絡先)

- 取扱代理店 小平株式会社 担当:折田  
〒896-0046 鹿児島県いちき串木野市西薩町17-12  
TEL 0996-32-6754 : FAX 0996-33-1114  
(受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 鹿児島支店 薩摩川内支社  
〒895-0026 鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22  
TEL 0996-23-7587 : FAX 0996-23-7563  
(受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)

## ポイントクラブ 会員規約

(名称)

第1条 この会員制度は、ポイントクラブという。

(事務局)

第2条 ポイントクラブの事務局は、太陽ガス株式会社に置く。

(目的)

第3条 ポイントクラブは、太陽ガスの利用者に安心してLPGガスを使用してもらうために、ガス利用者の補償制度ならびに特典を提供することを目的とする。

(会員)

第4条 会員とは、前項の目的に賛同し、この規約を承諾のうえ会費を納入する者をいう。

- 2 会員には会員証を発行する。
- 3 会員資格は入会月から1年間とし、自動更新する。入会は毎月申込みを受け付ける。
- 4 ポイントクラブは、会員の情報を他に利用しない。

(年会費)

第5条 会費は年間3,600円とし、入会時に月額300円を入会申込書と共に次のいずれかの方法により納入する。

- (1) 現金 (ポイントクラブ事務局)
- (2) 口座振替 (ガス代金と同時に支払)

(会員の特典)

第6条 会員は、以下の特典を受けられる。

- (1) 火災見舞制度
- (2) 家財の補償
- (3) LPG事故傷害補償
- (4) ガス代に対して約2.5%～約5.0%のポイントの提供 (ガス給湯器の有無や地区により異なる。)
- (5) 記念品交換補助券の提供

ただし、(4)(5)は太陽ガスが定めるポイントクラブメンバーに限る。

(届出事項の変更)

第7条 会員は、氏名・住所等に変更が生じた場合には、すみやかにポイントクラブ事務局に届け出る。

(退会等)

第8条 会員は、退会するときはその旨をポイントクラブ事務局に申し出る。

- 2 ガス休止時および会費の納入がない場合は、退会となる。

(規約の変更)

第9条 ポイントクラブは、この規約を変更する場合は、会員に通知する。

(附則)

第10条 この規約は昭和58年 1月 1日から適用する。

改正 平成24年 8月 1日

改正 平成27年12月25日

### ポイントクラブへの入会、退会、会費支払等に関するお問合せ先

- ポイントクラブ事務局 〒899-2502 鹿児島県日置市伊集院町徳重2-1-4 太陽ガス内  
TEL 099-273-2651  
(受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)